# あなたの含色意の低

# 受金ですか!

※「がけ地近接等危険住宅移転事業」の御案内

本県では、集中豪雨や 台風等により、多数の土 砂災害が発生していま す。





がけ地の崩壊等の恐れが ある土地に建っている危険 な住宅の移転を促進するため、その移転に要する費用 の一部を補助しています。

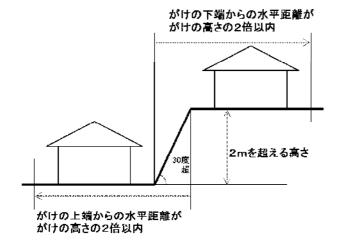


※「がけ地近接等危険住宅移転事業」とは、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅を安全な場所に移転するため、国と県及び市町村が移転者に危険住宅の除却等に要する費用と新たに建設又は購入する住宅に要する経費に対して補助金を交付する制度です。

## 対象となる住宅(危険住宅)は?

次の(1)~(4)までのいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅, (5)の 区域に存する既存の住宅又は(1)~(7)までのいずれかに該当する区域に存する住宅 のうち建築後の大規模地震,台風等により安全上もしくは生活上の支障が生じ,地方公 共団体が移転勧告,是正勧告,避難指示,避難勧告等を行った住宅(避難勧告・避難指 示は,勧告等の公示日から6月を経過したものに限る。)

- (参考) 「既存不適格住宅」とは、(1)~(4)の区域が指定された際に、その区域 に存する住宅、又は建築工事中であった住宅をいいます。
- (参考) (2) の区域の指定時期は昭和46年9月1日ですが, (1), (3), (4) については区域により指定時期が異なりますので, 市町村役場等にお問い合わせください。
- (1) 災害危険区域(建築基準法第39条,建築基準法施行条例第26条) 県又は市町村が指定した建築基準法に基づく災害危険区域(県は,急傾斜地崩壊 危険区域を指定しています。各市町村が指定した災害危険区域については,お住 まいの市町村住宅担当課窓口にお問い合わせください。)
- (2) 県の建築基準法施行条例に基づくがけの区域 (建築基準法第40条, 建築基準法施 行条例第3条)



(参考)「がけ」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなし、かつ、その高さが2mを超えるもので、その区域は「がけ」の高さの2倍以内の範囲です。

- (3) 地方公共団体が定めた地区計画の区域(都市計画法第12条の4)
- (4) 県が指定した土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法第9条)
- (5) 県が指定した浸水被害防止区域 (特定都市河川浸水被害対策法第56条)
- (6) 土砂災害防止法第4条第1項に定められて基礎調査を完了し(4) に掲げる区域に指定される見込みのある区域
- (7) 災害救助法適用後3年以内の区域

### 補助の内容は?

### (1) 除却等費

上記「対象住宅(危険住宅)」に居住する方で、移転を行う方に対して危険住宅 の除却等に要する費用を、限度額を設けて補助します。

限度額:1戸当たり「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」第9により算出した除却工事費を限度とし、その他除却等に要する費用(動産移転費等)については1戸当たり975千円を限度とする。

#### (2) 建物助成費

上記「対象住宅(危険住宅)」に居住する方で、対象住宅に代わる新たな住宅の建設(購入を含む。)及び改修、土地の取得、敷地の造成のため、金融機関から融資を受けた場合の利子に対して限度額を設けて補助します。(年利率8.5%を限度とする。)

限度額:1戸当たり7,318千円を限度とする。

移転したいのですが、収入が少ないため融資が受けられません。 何かいい方法がありますか?

危険住宅の居住者の親族が、居住者のために住宅を建設(購入)する場合も対象 となります。

危険住宅を撤去して、公営住宅等に転居したいのですが、住宅を建 設しなくても、事業の対象になりますか?

危険住宅を撤去し、公営住宅に入居したり、親族の住宅に同居する場合も、事業の対象となります。ただし、空き屋の撤去は対象となりません。



お問い合わせ先は.

県内各市町村住宅担当課窓口

又は 県庁建築課監察指導係へ 099-286-2111 (内線3739)